

令和 8 年 6 月 1 7 日
こども未来部養育支援課

江東区亀戸子ども家庭支援センター外 3 施設の指定管理者の選定手続きについて

江東区亀戸子ども家庭支援センター等については、「江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」及び各施設設置条例に基づき、令和 4 年度から指定管理者制度による管理運営を行っているところであるが、令和 8 年度末をもって現在の指定期間の満了を迎えるため、次のように再選定の手続きを実施する。

1 施設の名称・施設所在地・現在の指定管理者

施設の名称	施設所在地	現在の指定管理者	指定期間
江東区亀戸子ども家庭支援センター	江東区亀戸六丁目 3 1 番 2 6 号	社会福祉法人 雲柱社	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 3 1 日まで
江東区こどもプラザ	江東区住吉一丁目 9 番 8 号	景行会・SDH グループ	令和 4 年 5 月 1 日から 令和 9 年 3 月 3 1 日まで
江東区住吉子ども家庭支援センター	同 上	同 上	同 上
江東区立こどもプラザ図書館	同 上	同 上	同 上

2 選定方法

非公募による選定

(江東区亀戸子ども家庭支援センターの非公募理由)

- (1) これまで構築してきた利用者や関係機関との高度な信頼関係を活かした支援サービスの提供により、児童虐待の未然防止に係る事業効果が期待できる。
- (2) アウトリーチ形式で実施している見守り訪問支援事業は、専門性・秘匿性の高い業務であるとともに、これまでの相談援助活動により築いた信頼関係の継続が求められる。
- (3) 年度評価（令和 4 年度～令和 6 年度）も優れており、指定管理者としての能力及び実績が十分にある。また、利用者アンケートでも多くの保護者から高い評価を得ている。

(江東区こどもプラザ、江東区住吉子ども家庭支援センター及び江東区立こどもプラザ図書館の非公募理由)

- (1) 江東区こどもプラザ、江東区住吉子ども家庭支援センター及び江東区立こどもプラザ図書館の3施設は、相互の連携と一体的な管理を前提とした施設であり、共同企業体による運営方式が採用されている。現方式により、事業連携、共用部分の運営及び経費削減の点で当初の想定を上回る成果を挙げていることから、引き続き共同企業体による運営方式を採用する。
- (2) 3施設のうち、子ども家庭支援センターについては、見守り訪問支援事業をはじめ、妊産婦から18歳までの児童及びその保護者を包括的に支援する性質上、非公募施設である。
- (3) 3施設においては、利用者の見守りや継続的な相談支援を一体的に実施しており、図書館においても利用者との信頼関係を基盤として家庭の悩みなどの個人情報を取り扱う点など、単体の図書館運営にはないこどもプラザ図書館特有の役割が求められる。
- (4) こどもプラザの各機能を切り離すことは困難であり、全体として安定的な支援体制の確保及びサービス水準の維持向上を図るためには、施設全体として非公募とすることが合理的である。

3 今後の日程 (予定)

日付	内容
令和8年8月	江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会で指定管理者候補者の決定
令和8年10月	第三回区議会定例会において指定議案の議決
令和9年3月	協定書の締結
令和9年4月	指定管理者による運営開始

4 その他

江東区立こどもプラザ図書館の選定手続きについては、文教委員会で報告する。